

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上郡町長 梅田修作

市町村名 (市町村コード)	上郡町 (28481)
地域名 (地域内農業集落名)	中野地区 (下中野・上中野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 9 月 25 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区においても農業者の高齢化が進み農業をやめ大口農家へ農地を預ける人が増加し、実際農業を行っている人がいなくなって来た。分散する担い手の農地を集約化し、担い手の作業がしやすい施環境作りに努める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
 農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となり農地を利用していく体制作りをする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.30 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全、管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心に用地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地区内外からいろいろな経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなど支援や農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みをする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、各作業ごとに事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①イノシシやシカの被害防止のため、電気柵等を設置する。また、捕獲人材の確保、育成に努める。</p> <p>②有機農業への切替を段階的に進める。</p>
